

広島県公安委員会決裁規則及び広島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年5月9日

広島県公安委員会

委員長 田 中 秀 和

広島県公安委員会規則第7号

広島県公安委員会決裁規則及び広島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

(広島県公安委員会決裁規則の一部改正)

第1条 広島県公安委員会決裁規則(平成22年広島県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(公安委員会の決裁) 第3条 公安委員会は、次に掲げる事項について決裁するものとする。 (1)～(10) 略 (11) 道路交通法(昭和35年法律第105号)の規定による信号機又は道路標識等を設置して行う特に重要な交通規制の決定、運転免許の拒否(仮運転免許の拒否を除く。)、 <u>運転免許の取消し(再試験の結果及び申請に係るものを除く。)</u> 、 <u>国際運転免許証等に係る自動車等の運転の禁止(1年未満のものを除く。)</u> 及び指定自動車教習所の指定に関する事。 (12)～(18) 略	(公安委員会の決裁) 第3条 公安委員会は、次に掲げる事項について決裁するものとする。 (1)～(10) 略 (11) 道路交通法(昭和35年法律第105号)の規定による信号機又は道路標識等を設置して行う特に重要な交通規制の決定、運転免許の拒否(仮運転免許の拒否を除く。)、 <u>運転免許の取消し(再試験の結果、<u>臨時適性検査</u>及び申請に係るものを除く。)</u> 及び指定自動車教習所の指定に関する事。 (12)～(18) 略

(広島県道路交通法施行細則の一部改正)

第2条 広島県道路交通法施行細則(昭和35年広島県公安委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次 第1章～第4章 略 第5章 <u>運転免許(第12条の2-<u>第21条の18</u>)</u> 第6章 略 附則 (免許条件の解除等)	目次 第1章～第4章 略 第5章 <u>運転免許(第12条の2-<u>第21条の19</u>)</u> 第6章 略 附則 (免許条件の解除等)

第16条 法第91条の規定により免許の条件を付された者がその解除又は変更を受けようとするときは、申請書（様式は、施行規則第18条の6第2項の運転免許条件申請書の様式を準用するものとする。）に免許証を添えて、運転免許課長又は住所地を管轄する署長を経由して公安委員会に提出し、審査を受けるものとする。

2 前項の場合において、当該者が眼鏡等を使用することとされた者で、住所地が広島中央警察署、広島東警察署、広島西警察署、広島南警察署、安佐南警察署、安佐北警察署、佐伯警察署、廿日市警察署、福山東警察署、福山西警察署又は尾道警察署の管轄区域（因島・瀬戸田地域を除く。）内であるときは、申請書等を運転免許課長を経由して公安委員会に提出するものとし、住所地が尾道警察署の管轄区域（因島・瀬戸田地域に限る。）内で、尾道警察署長を経由するときは、尾道警察署の分庁舎において申請書等を提出しなければならない。

3 第1項の場合において、当該者が運転することができる自動車等の種類を限定された者であるときは、第1条及び第1項の規定にかかわらず、施行規則第18条の5の限定解除審査申請書に免許証を添えて、第15条の区分に従い、当該試験場において運転免許課長を経由して公安委員会に提出するものとする。

4 法第91条の2の規定による免許の条件の付与又は変更を受けようとする者は、第1条の規定にかかわらず、施行規則第18条の6第2項の運転免許条件申請書に免許証を添えて、運転免許課長又は各署長を経由して公安委員会に提出するものとする。この場合において、免許の条件の変更を受けようとする者が運転することができる自動車等の種類を限定された者であるときは、第15条の区分に従い、当該試験場において運転免許課長を経由して公安委員会に提出するものとする。

5 略

（緊急自動車の運転資格の審査）

第16条の2 令第32条の2第3項、第32条の3の2第2項又は第32条の5第1項若しくは第2項の規定による審査は、運転免許センター又は東部運転免許センターにおいて行う。

2 令第32条の2第1項第2号又は第2項第2

第16条 法第91条の規定により免許の条件を付された者がその解除又は変更を受けようとするときは、別記様式第16号による申請書に免許証を添えて、運転免許課長又は住所地を管轄する署長を経由して公安委員会に提出し、審査を受けるものとし、この場合において、尾道警察署長を経由するときは、尾道警察署の分庁舎においてこれを提出しなければならない。ただし、当該申請をしようとする者の住所地が広島中央警察署、広島東警察署、広島西警察署、広島南警察署、安佐南警察署、安佐北警察署、佐伯警察署、廿日市警察署、福山東警察署、福山西警察署又は尾道警察署の管轄区域（因島・瀬戸田地域を除く。）内である場合にあつては、運転免許課長を経由して公安委員会に提出するものとする。

2 前項の場合において、当該者が運転することができる自動車等の種類を限定された者であるときは、第1条及び前項の規定にかかわらず、施行規則第18条の5に限定する申請書に免許証を添えて、第15条の区分に従い、当該試験場において運転免許課長を経由して公安委員会に提出するものとする。

3 略

（緊急自動車の運転資格の審査）

第16条の2 令第32条の3第2項、第32条の3の2第2項又は第32条の5第1項若しくは第2項の規定による審査は、運転免許センター又は東部運転免許センターにおいて行う。

2 令第32条の3第1項の規定による審査は、

号の規定による審査は、運転免許センターにおいて行う。

- 3 前2項の審査を受けようとする者は、別記様式第16号による申請書に免許証を添えて、運転免許センター又は東部運転免許センターにおいて運転免許課長を経由して公安委員会に提出しなければならない。

第17条 削除

(認知機能検査)

第19条の3 法第97条の2第1項第3号イ若しくはロ、法第101条の4第2項又は法第101条の7第1項の規定による認知機能検査を受けようとする者は、受検日に、当該検査の行われる場所において、別記様式第17号の4による申出書を法第108条第1項の規定により公安委員会が当該検査の実施を委託する者及び運転免許課長を経由して公安委員会に提出しなければならない。

- 2 公安委員会は、前項の検査を終了した者に対し、別記様式第17号の5若しくは別記様式第17号の5の2及び別記様式第17号の5の3又は別記様式第17号の5の4の認知機能検査結果通知書を交付するものとする。

(認知機能検査員講習)

第19条の4 法第97条の2第1項第3号イに規定する認知機能検査等に従事する者に対する講習を受講しようとする者は、受講日に、当該講習の行われる場所において、別記様式第17号の6による認知機能検査員講習受講申出書を運転免許課長を経由して公安委員会に提出しなければならない

- 2 略

(認知機能検査員審査)

第19条の5 法第97条の2第1項第3号イに規定する認知機能検査等に従事する者としての資格審査を受けようとする者は、別記様式第17号の8による認知機能検査員資格審査申出書及び審査に要する経歴を証明する書類を運転免許課長を経由して公安委員会に提出しなければならない。

- 2 略

(運転技能検査)

第19条の6 法第97条の2第1項第3号イ若し

運転免許センターにおいて行う。

- 3 前2項の審査を受けようとする者は、別記様式第16号の2による申請書に免許証を添えて、運転免許センター又は東部運転免許センターにおいて運転免許課長を経由して公安委員会に提出しなければならない。

(旅客自動車の運転に関する教習施設の指定の申請)

第17条 令第34条第3項第2号の指定を受けようとする者は、別記様式第17号による申請書を運転免許センターにおいて運転免許課長を経由して公安委員会に提出しなければならない。

(認知機能検査)

第19条の3 法第97条の2第1項第3号イ、法第101条の4第2項又は法第101条の7第1項の規定による認知機能検査を受けようとする者は、受検日に、当該検査の行われる場所において、別記様式第17号の4による申出書を法第108条第1項の規定により公安委員会が当該検査の実施を委託する者及び運転免許課長を経由して公安委員会に提出しなければならない。

- 2 公安委員会は、前項の検査を終了した者に対し、別記様式第17号の5、別記様式第17号の5の2若しくは別記様式第17号の5の3及び別記様式第17号の5の4又は別記様式第17号の5の5の認知機能検査結果通知書を交付するものとする。

(認知機能検査員講習)

第19条の4 法第97条の2第1項第3号イに規定する認知機能検査に従事する者に対する講習を受講しようとする者は、受講日に、当該講習の行われる場所において、別記様式第17号の6による認知機能検査員講習受講申出書を運転免許課長を経由して公安委員会に提出しなければならない

- 2 略

(認知機能検査員審査)

第19条の5 法第97条の2第1項第3号イに規定する認知機能検査に従事する者としての資格審査を受けようとする者は、別記様式第17号の8による認知機能検査員資格審査申出書及び審査に要する経歴を証明する書類を運転免許課長を経由して公安委員会に提出しなければならない。

- 2 略

くはハ又は法第101条の4第3項の規定による運転技能検査を受けようとする者は、受検日に、当該検査の行われる場所において、別記様式第17号の10による申出書を法第108条第1項の規定により公安委員会が当該検査の実施を委託する者及び運転免許課長を経由して公安委員会に提出しなければならない。

2 公安委員会は、前項の検査を受け、検査の成績が70パーセント以上である者及び検査の成績が70パーセント未満である者のうち申出をした者に対し、別記様式第17号の11の運転技能検査受検結果証明書を交付するものとする。

第21条の15 略

(若年運転者講習)

第21条の16 法第108条の2第1項第14号に規定する講習（以下「若年運転者講習」という。）の通知を受け、当該講習を受講しようとする者は、受講日に次の各号に掲げる講習場所の区分に応じ、当該各号に掲げるところにより受講しなければならない。

(1) 運転免許センター及び東部運転免許センター 別記様式第19号の12による若年運転者講習受講申出書を運転免許課長を経由して公安委員会に提出すること。

(2) 法第108条の4第1項の規定により公安委員会が指定する若年運転者講習を行う者当該者の定める手続に従うこと。

(自転車運転者講習)

第21条の17 法第108条の2第1項第15号に規定する講習の受講命令を受け、当該講習を受講する者は、受講日に、当該講習の行われる場所において、別記様式第19号の13による自転車運転者講習受講申出書を交通部交通企画課長を経由して公安委員会に提出しなければならない。

(特定任意講習)

第21条の18 法第108条の2第2項に規定する講習で運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号）第2条に定める基準に適合するもの（以下「特定任意講習」という。）を受講しようとする者は、受講日に、当該講習の行われる場所において、別記様式第19号の14による特定任意講習受講申出書を運転免許課長を経由して公安委員会に提出しなければならない。

2 略

第21条の15 略

(自転車運転者講習)

第21条の16 法第108条の2第1項第14号に規定する講習の受講命令を受け、当該講習を受講する者は、受講日に、当該講習の行われる場所において、別記様式第19号の12による自転車運転者講習受講申出書を交通部交通企画課長を経由して公安委員会に提出しなければならない。

(特定任意講習)

第21条の17 法第108条の2第2項に規定する講習で運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号。以下「講習等規則」という。）第1条に定める基準に適合するもの（以下「特定任意講習」という。）を受講しようとする者は、受講日に、当該講習の行われる場所において、別記様式第19号の13による特定任意講習受講申出書を運転免許課長を経由して公安委員会に提出しなければならない。

2 略

(チャレンジ講習)

第21条の18 法第108条の2第2項に規定する講習

習で講習等規則第2条第1項第1号の表の1の項に規定する自動車等の運転に著しい影響を及ぼしているかどうかについての確認をするためのもの（以下「チャレンジ講習」という。）を受講しようとする者は、受講日に、当該講習の行われる場所において、別記様式第19号の14によるチャレンジ講習受講申出書を、法第108条の2第3項の規定により公安委員会が当該講習の実施を委託する者及び運転免許課長を経由して公安委員会に提出しなければならない。

2 チャレンジ講習の講習時間は、1回につき30分とする。

（特定任意高齢者講習（簡易））

第21条の19 法第108条の2第2項に規定する講習で講習等規則第2条第1項第1号の表の1の項に定める基準に適合するもの（以下「特定任意高齢者講習（簡易）」という。）を受講しようとする者は、受講日に、当該講習の行われる場所において、別記様式第19号の15による特定任意高齢者講習（簡易）受講申出書を、法第108条の2第3項の規定により公安委員会が当該講習の実施を委託する者及び運転免許課長を経由して公安委員会に提出しなければならない。

2 特定任意高齢者講習（簡易）の講習時間は、1回につき1時間とする。

別記様式第16号を次のように改める。

様式第16号 (第16条の2関係)

緊急自動車運転資格審査申請書																	
												年 月 日					
広島県公安委員会 様																	
氏名・生年月日								年 月 日									
住所																	
審査に係る 緊急自動車の種類				大型 中型 準中型 普通 大自二 普自二 小型二輪													
				MT車					AT車								
現 に 受 け て い る 免 許	交付公安委員会			公安委員会													
	交付年月日			年 月 日			有効期限		年 月 日								
	免許証番号			第 号													
	第一種		二・小・原		年 月 日												
	免許		その他		年 月 日												
	第二種免許			年 月 日													
	免許の種類			大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特	原 付	牽 引 ^り	大 型 二	中 型 二	普 通 二	大 特 二
免許の条件																	
緊急自動車の使用者				所在地													
				職名													
				氏名													

備考 審査に係る緊急自動車の種類及び免許の種類欄は、該当するものを○で囲むこと。

別記様式第16号の2を削る。

別記様式第17号を次のように改める。

様式第17号 削除

別記様式第17号の4から別記様式第17号の5の4までの様式を次のように改める。

様式第17号の4 (第19条の3関係)

認知機能検査受検申出書

年 月 日

広島県公安委員会 様

第97条の2第1項第3号イ若しくはロ又は第101条の4第2項
 道路交通法 第101条の7第1項

の規定による認知機能検査を受けたいので受検手数料を添えて申し出ます。

なお、運転技能検査対象者である場合は、運転技能検査で運転に支障がないと判断される必要があることを了承しています。

住 所											
連 絡 先		(自 宅 ・ 携 帯 ・ 勤 務 先)									
ふ り が な 氏 氏 名											
生 年 月 日		年 月 日 (歳)									
現に受けている 免 許	有 効 年 月 日	年 月 日 まで有効									
	免 許 証 号 番 号	第	┆	┆	┆	┆	┆	┆	┆	┆	┆
免許を受けていない者は、 本 籍 又 は 国 籍 等											
		※実施場所									

注 1 申込みを希望する□内に✓印を付すること。

2 ※印欄には、記載しないこと。

(表)

<small>にんち きのう けんさ けっか つうちしよ</small> 認知機能検査結果通知書	
<small>じゆう</small> 住	<small>しよ</small> 所
<small>し</small> 氏	<small>めい</small> 名
<small>せいねん がっぴ</small> 生年月日	
<small>けんさねんがっぴ</small> 検査年月日	<small>そうごうてん</small> 総合点
<small>けんさばしよ</small> 検査場所	<div style="border: 1px solid black; width: 50px; height: 20px; display: inline-block;"></div> <small>てん</small> 点
	<small>(A</small> <small>てん</small> 点)
	<small>(B</small> <small>てん</small> 点)
<small>きおくりよく はんだんりよく ひく</small> <small>にんちしよ</small> 記憶力・判断力が低くなっており、認知症のおそれがあります。	
<small>きおくりよく はんだんりよく ていか</small> <small>しんごうむし いちじふていし いはん</small> 記憶力・判断力が低下すると、信号無視や一時不停止の違反をした <small>しんろへんこう あいず おく</small> <small>けいこう</small> り、進路変更の合図が遅れたりする傾向がみられます。	
<small>こんご うんでん</small> <small>じゆうぶんちゆうい</small> <small>いし かぞく そうだん</small> 今後の運転について十分注意するとともに、医師やご家族にご相談 <small>すす</small> されることをお勧めします。	
<small>りん じてきせいけんさ せんもんい</small> <small>しんだん う</small> <small>また いし しんだん</small> また、臨時適性検査（専門医による診断）を受け、又は医師の診断 <small>しよ ていしゆつ</small> <small>し</small> <small>こうあんいんかい</small> 書を提出していただくお知らせが公安委員会からあります。	
<small>しんだん けっか にんちしよ</small> <small>はんめい</small> <small>うんでんめんきよ</small> この診断の結果、認知症であることが判明したときは、運転免許の <small>とりけ ていし</small> <small>ぎょうせいしよぶん たいしよ</small> 取消し、停止という行政処分の対象となります。	
<small>うんでんめんきよしよ</small> <small>こうしんてつづき</small> <small>さい</small> <small>しよめん かなら</small> <small>じさん</small> 運転免許証の更新手続きの際は、この書面を必ず持参してください。	
年 月 日	
広島県公安委員会	
	<div style="border: 1px solid black; width: 50px; height: 40px; display: inline-block;"></div> 印

様式第17号の5の2（第19条の3関係）

(表)

にんちき のう けんさ けっか つうちしよ
認知機能検査結果通知書

じゅう しよ
住 所

し めい
氏 名

せいねん がっぴ
生 年 月 日

けんさねんがっぴ
検査年月日

けんさばしよ
検査場所

にんちしやう きじゆん がいとう
「認知症のおそれがある」基準には該当しませんでした。

こんかい けっか きおくりよく ほんだんりよく ていか いみ
今回の結果は、記憶力・判断力の低下がないことを意味するもので
はありません。

こじんさ かけい にんちき のう しんたいき のう へんか
個人差はありますが、加齢により認知機能や身体機能が変化するこ
とから、自分自身の状態を常に自覚して、それに応じた運転をするこ
とが大切です。

きおくりよく ほんだんりよく ていか しんごうむし いちじふていし いはん
記憶力・判断力が低下すると、信号無視や一時不停止の違反をした
しんろへんこう あいず おく けいこう こんごうん
り、進路変更の合図が遅れたりする傾向がみられますので、今後の運
転について十分注意してください。

うんでんめんきしやう こうしんてつづき さい しよめん かなら じきん
運転免許証の更新手続の際は、この書面を必ず持参してください。

年 月 日

広島県公安委員会

印

（裏）

認知機能検査の判定や計算等について

総合点による判定

てんみまん 36点未満	きおくりよく はんだんりよく ひく 記憶力・判断力が低くなっており、認知症のおそれがある。
----------------	--

判定の基準となる点数（36点）は、認知機能検査の結果と認知症専門医による診断結果との関係を統計的に分析して定められたものです。

認知機能検査は、あなたの記憶力・判断力の状況を簡易な検査によって確認するもので、認知症の診断を行うものではありません。

したがって、総合点が36点未満であったとしても、直ちに認知症であることを示すものではありません。また、36点以上であったとしても、必ずしも認知症でないことを示すものではありませんので、記憶力・判断力に不安のある方は、お近くの医療機関等で相談されることをお勧めします。

認知症のおそれがあるとされても、免許証の更新をすることはできますし、直ちに免許が取り消されるわけではありません。ただし、警察から連絡があり、医師の診断を受けることになります。

認知症と診断された場合は、免許が取り消され、又は停止されます。今回の検査の結果について、御質問のある方は、認知機能検査を行ったところやお住まいの都道府県警察の運転免許担当課までお問い合わせください。

総合点の計算

総合点は、次の計算式に当てはめて算出しています。

正しい回答が多くなるにつれて総合点が高くなります。

総合点 = $2.499 \times A + 1.336 \times B$

Aは、記憶した16種類のイラストの名前が正しく回答されているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数がつかます。

Bは、「年」、「月」、「日」、「曜日」、「時刻」が正しく回答されているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数がつかます。

認知機能検査結果通知書

住 所

氏 名

生 年 月 日

検 査 場 所

検 査 年 月 日

検 査 区 分

検 査 結 果

総合点 点

イラストの記憶 点

年月日・曜日・時 点

（ 36点以上 認知症のおそれなし ）
（ 36点未満 認知症のおそれあり ）

広島県公安委員会 印

「認知症のおそれなし」の方は、点数表示はありません。
運転免許証の更新又は運転免許の申請の手続の際には、この
通知書を持参してください。

別記様式第17号の5の5を削る。

別記様式第17号の6及び別記様式第17号の8を次のように改める。

様式第17号の6（第19条の4関係）

年 月 日

広島県公安委員会 様

住所

氏名

年 月 日生

認知機能検査員講習受講申出書

道路交通法第97条の2第1項第3号イに規定する認知機能検査等に従事する者に対する講習を受けますので、講習手数料を添えて申し出ます。

様式第17号の8（第19条の5関係）

年 月 日

広島県公安委員会 様

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日生

認知機能検査員資格審査申出書

道路交通法第97条の2第1項第3号イに規定する認知機能検査等に従事する者としての資格審査を別添資料を添えて申し出ます。

別添資料

- 1 経歴申立書
- 2 資格者証写し

別記様式第17号の9の次に次の2様式を加える。

様式第17号の10（第19条の6関係）

運 転 技 能 検 査 受 検 申 出 書

年 月 日

広島県公安委員会 様

道路交通法第97条の2第1項第3号イ若しくはハ又は第101条の4第3項の規定による
運転技能検査を受けたいので受検手数料を添えて申し出ます。

住 所																
連 絡 先		(自 宅 ・ 携 帯 ・ 勤 務 先)														
ふ り が な 氏 名																
生 年 月 日		年 月 日 (歳)														
現 に 受 け て い る 免 許	種 別	大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特	原 付	牽 引	大 型 二	中 型 二	普 通 二	大 特 二	牽 引 二
	有 効 年 月 日	年 月 日 まで有効														
	免 許 証 番 号	第														
免許を受けていない者は 本 籍 又 は 国 籍																
										※実施場所						

注 ※印欄には、記載しないこと。

様式第17号の11（第19条の6関係）

第 号

運転技能検査受検結果証明書

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は、 年 月 日、 に
おいて、道路交通法第97条の2第1項第3号イに規定する運転技能検査を受検した者である
ことを証明する。

運 転 技 能 検 査 の 結 果	点
-------------------	---

大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けようとし、又は受けている者

〈合格基準〉

- ・ 下記以外の運転免許 → 70点以上
- ・ 大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許 → 80点以上

年 月 日

広島県公安委員会

印

別記様式第19号の10及び別記様式第19号の12から別記様式第19号の14までの様式を次のように改める。

様式第19号の10（第21条の14関係）

高齢者講習受講申出書

年 月 日

広島県公安委員会 様

道路交通法第108条の2第1項第12号に規定する高齢者講習を受けたいので講習手数料を添えて申し出ます。

なお、講習中は、指導員の指示に従います。

住 所																
連 絡 先		(自 宅 ・ 携 帯 ・ 勤 務 先)														
ふ り が な 氏 名																
生 年 月 日		年 月 日 (歳)														
現に受けている免許	種 別	大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特 特	大 自 二	普 自 二	小 特	原 付	牽 引	大 型 二	中 型 二	普 通 二	大 特 二	牽 引 二
	有 効 年 月 日	年 月 日 まで有効														
	免 許 証 番 号	第
免許を受けていない者は本籍又は国籍																
講 習 区 分		2 時 間 ・ 1 時 間														
										※講習場所						

- 注 1 ※印欄には、記載しないこと。
 2 現に受けている免許の種別欄は、該当する種別を○で囲むこと。
 3 講習区分欄は、該当する区分を○で囲むこと。
 4 講習区分が1時間の場合は、下欄の記載内容を確認すること。

講習区分が1時間の場合は、運転技能検査受検者を除き、大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許、小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許の運転免許証の更新又は運転免許の申請のみ行うことができることを了承しました。
 (署名) _____

様式第19号の13（第21条の17関係）

手数料欄

自転車運転者講習受講申出書

年 月 日

広島県公安委員会 様

道路交通法第108条の2第1項第15号に規定する講習を受けるので、講習手数料を添えて申し出ます。

住 所		
ふりがな		性 別
氏 名		男 ・ 女
生 年 月 日	年 月 日生 (歳)	
連 絡 先	() ー (自宅・携帯・勤務先)	

様式第19号の14（第21条の18関係）

手数料欄

特定任意講習受講申出書

年 月 日

広島県公安委員会 様

運転免許に係る講習等に関する規則第2条に定める基準に適合する道路交通法第108条の2第2項の規定による講習を受けたいので、講習手数料を添えて申し出ます。

住 所		
ふりがな		性 別
氏 名		男 ・ 女
生 年 月 日	年 月 日生 (歳)	
連 絡 先	() - (自宅・勤務先)	

別記様式第19号の15を削る。

附 則

この公安委員会規則は、令和4年5月13日から施行する。